

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税(本算定)の納税
通知書を8月上旬に発送します

納税通知書に記載された税率、課税
限度額(表1)や自分の課税明細を確
認のうえ、納期限までに最寄りの金

■表1 平成22年度税率と課税限度額

	医療分 0～74歳の方対象	後期高齢者支援金分 0～74歳の方対象	介護分 40～64歳の方対象
所得割	市民税所得割額 ×156/100(139/100)	市民税所得割額 ×48/100(54/100)	市民税所得割額 ×40/100(45/100)
資産割	固定資産税額 土地・家屋 ×20/100(24/100)	固定資産税額 土地・家屋 ×7/100(9/100)	固定資産税額 土地・家屋 ×4/100(6/100)
被保険者 均等割	被保険者1人につき 28,800円(26,700円)	被保険者1人につき 8,400円(9,000円)	被保険者1人につき 9,000円(9,900円)
世帯別 平等割	1世帯につき 22,500円(20,700円)	1世帯につき 7,200円(7,200円)	1世帯につき 5,100円(6,000円)
課税限度額	500,000円(470,000円)	130,000円(120,000円)	100,000円(100,000円)

※()内は平成21年度の税率と課税限度額です

■**軽減(国の制度)**
世帯(世帯主・国民健康保険の被保
険者・特定同一世帯所属者の前年の
合計所得が一定金額以下の場合、そ
の金額に応じて、均等割・平等割の
金額から7割・5割・2割を減額し
ます(表2)。

■**非自発的失業者の軽減(国の制度)**
平成22年度より、雇用保険の特定
受給資格者(倒産・解雇等の事業主
都合による離職)及び特定理由離職
者(雇用期間満了などによる離職)の

融機関またはコンビニエンスストア
で納めてください(ゆうちょ銀行・郵
便局については、愛知・岐阜・三重・
静岡県に所在するもので納期限内に
限りません)。口座振替の手続き方法に
ついては、納税通知書に同封のチラ
シをご覧ください。

軽減・減免制度について

問合先

国保年金課

保険税に関すること(☎51・2295)
高齢受給者証について(☎51・2293)
限度額適用認定証について(☎51・2285)

■表2 軽減(国の制度)

軽減の割合	対象	申請
7割	前年の合計所得が、33万円以下の世帯	不要 (自動適用)
5割	前年の合計所得が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者(納税義務者を除く)1人につき24万5千円を加算した額以下の世帯	
2割	前年の合計所得が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した額以下の世帯	

方の前年給与所得を申請により10
0分の30とみなして税額算定します。
申請には雇用保険受給資格者証と認
印が必要です。対象者は「雇用保険
受給資格者証」で特定受給資格者ま
たは特定理由離職者であることの確
認ができる方です(表3)。「特例受給
資格者証」と「高年齢受給資格者証」
をお持ちの方は対象となりませんの
でご注意ください。軽減期間は平成
22年4月1日以降について適用され、
離職日の翌日の属する月から離職日
の属する年度の翌年度末になります

■表3 非自発的失業者の軽減(国の制度)

雇用保険受給資格者証 (平成21年3月31日以後の離職の方)	離職理由の 欄の番号	申請
特定受給 資格者	倒産・解雇などによる離職	必要
特定理由 離職者	雇用期間満了などによる離職	

■表4 非自発的失業者の軽減期間

離職日(例)	軽減期間
平成21年10月5日	平成22年4月～平成23年3月
平成22年3月31日	平成22年4月～平成24年3月
平成22年6月20日	平成22年6月～平成24年3月

(表4)。途中で他の健康保険に加
入した場合は、軽減期間はその前月
までです。

減免(市の制度)

均等割・平等割のみ課税される世帯
が対象です。減免の適用には、世帯
主が被保険者でない場合も世帯主を
被保険者とみなして所得割・資産割
を計算し、判定します。また、特
定同一世帯所属者を含めて判定しま
す。旧被扶養者(※2)は旧被扶養者
減免前の所得割・資産割で判定しま
す。(表5)

※1 特定同一世帯所属者とは、後期
高齢者医療制度への移行により
国民健康保険を脱退し、引き
続き同一世帯にいる方

※2 旧被扶養者とは、会社などの健

健康保険の加入者本人(任意継続を含む)が後期高齢者医療制度へ移行した時に、国民健康保険に加入した被扶養者(加入時65歳以上)(注)非自発的失業者の軽減(国の制度)を受けた方がいる世帯は、減免(市の制度)は適用されません。

■表5 減免(市の制度)

軽減の割合	対象	申請
10%	7割・5割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	自動適用
20%	2割軽減該当世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	
40%	上記以外の世帯で、均等割・平等割のみ課税される世帯	

■その他の減免

災害・疾病・事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合申請により減免を受けられることがあります。詳しくは、国保年金課に相談してください。

高齢者を対象とした制度について

■後期高齢者医療制度創設に伴う

国民健康保険税の経過措置

(1)「特定同一世帯所属者」世帯における軽減・減免判定の取り扱い(移行後5年間)

- ① 特定同一世帯所属者を含めた軽減・減免判定を行います
- ② 特定同一世帯所属者と同一世帯の国保単身世帯は、平等割が半額になります

(2)旧被扶養者の減免

- ① 所得割・資産割が免除になります
- ② 7割・5割軽減に該当しない場合、均等割が半額になります
- ③ 旧被扶養者のみの世帯で、7割・5割軽減に該当しない場合は、平等割が半額になります。ただし(1)の②に該当する場合は除く

■市独自の激変緩和措置

- ① 昭和15年1月1日以前に生まれた方は、平成17年度と同じ方法で年金所得を計算(最低保証140万円)し、前年度の合計所得が125万円以下るときは、市民税所得割額が一定のものとして減免判定します
- ② 昭和15年1月2日に生まれた方は、合計所得が125万円以下るときは、市民税所得割額がないものとして減免判定します

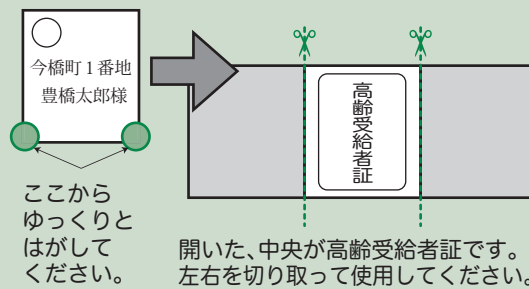
- ③ ①または②の減免に該当した世帯のうち、世帯主以外に被保険者がいない単独世帯で、2割軽減+20%減免、40%減免に該当した世帯は、減免割合が10%割り増しになります

■高齢受給者証を更新します

8月1日に、高齢受給者証の更新があります。高齢受給者証は70歳以上

の国民健康保険に加入している方に交付しています。8月1日から使用する高齢受給者証を7月下旬に発送しますので、医療機関にかかる時は被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

■高齢受給者証の取り外しかた



■限度額適用認定証などは更新申請が必要です

■限度額適用認定証の更新

入院したときの支払い金額を抑えることができる「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、申請(更新)の手続きが必要です。入院時に「限度額適用認定証」を提示した場合、1か月の医療費は表6の区分に応じた自己負担限度額

■表6 高額療養費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額		
	1か月あたり	過去1年で4か月目以降	
70歳未満	上位所得者	150,000円+[総医療費×1%]	83,400円
	一般	80,100円+[総医療費×1%]	44,400円
	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
70歳以上(入院時)	現役並み所得者	80,100円+[総医療費×1%]	44,400円
	一般	44,400円	
	住民税非課税Ⅱ	24,600円	
	住民税非課税Ⅰ	15,000円	

※70歳以上で住民税課税世帯の方は認定証がなくても自己負担限度額までの支払いで済みます

までの支払いで済みます。また、入院時に住民税非課税世帯の方が「標準負担額減額認定証」を提示した場合、食事代が減額されます。
申請に必要なもの ①国民健康保険被保険者証 ②現在お持ちの認定証 ③領収書または入院証明書(住民税非課税世帯の方が平成21年8月以降に合計91日以上入院している場合) **申請** 8月2日から市役所国保年金課8番窓口(西館1階) **その他** 通院は対象外